

日常生活用具 給付種目一覧

種目		障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額 （円）
介護・訓練支援用具	特殊寝台	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 18歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 18歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕・脚等の訓練のできる器材を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 18歳以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (3) 3歳以上の者で、療育手帳Aのもの (4) 3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
	体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の下着交換等に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるのに容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす	3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
	訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上18歳未満の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害6級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
	便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介助を必要とする者	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450 手すり 5,400
	T字・棒状のつえ	平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者	歩行を補助するもの	3年	3,580
	移動・移乗支援用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の家庭内の移動等に介助を必要とする者で、平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの (2) 3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等 (1) 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
	頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者 (2) てんかん発作等により頻繁に転倒する者で、療育手帳Aのもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	37,852
	特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な療育手帳Aのもの (3) 原則として学齢児以上の難病患者等で、上肢に障害のある者	足踏ペダルなどで温水温風を出し得るものであって、障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200

種目		障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額 （円）
自立生活支援用具	火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳２級以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳２級以上の者	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	８年	15,500
	自動消火器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 身体障害者手帳２級以上の者 (2) 療育手帳Aの者 (3) 精神障害者保健福祉手帳２級以上の者 (4) 難病患者等	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年	28,700
	緊急通報装置	緊急事態の際に迅速な行動が困難な重度障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、身体障害者手帳２級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	１年レンタル	年当たり 7,200
	電磁調理器	障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) １８歳以上の者で、視覚障害２級以上のもの (2) １８歳以上の者で、療育手帳Aのもの (3) １８歳以上の者で、精神障害者保健福祉手帳２級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	６年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	１０年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、聴覚障害２級のもの（日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年	87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	３歳以上の者で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う腎臓機能障害３級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500
	ネブライザー（吸入器）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害３級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と認める者 ²	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	36,000
	電気式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害３級以上のもの (2) 原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3) その他市長が必要と認める者 ²	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	56,400
	酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 呼吸器機能障害３級以上の者 (2) 人工呼吸器の装着が必要な者で、市長が必要と認めるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	１０年	17,000
	視覚障害者用音声式体温計	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、視覚障害２級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	9,000
	視覚障害者用体重計	体重管理を必要とする視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ¹ で、視覚障害２級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	18,000
	視覚障害者用音声血圧計	血圧管理を必要とする視覚障害２級以上の者（１世帯１台に限る。）	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	15,000
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害３級以上の者 (2) 難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者 (3) 人工呼吸器の装着が必要な者等で、市長が必要と認めるもの ²	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	157,500
	排痰補助機器（カフマシーン）	神経筋疾患等のため、常時または随時排痰を行う必要がある身体障害者手帳２級以上の者 ²	肺等に貯留した分泌物を効果的に排出でき障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、医療保険等の適用がある場合を除く。	１年レンタル	月当たり 25,000
	人工呼吸器用外部バッテリー	人工呼吸器の装着が必要な者で、市長が必要と認めるもの ²	人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者または介助者が容易に使用し得るもの	５年	100,000

種目		障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額 （円）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の者で、音声機能もしくは言語機能障害４級以上または上肢、下肢、体幹もしくは移動機能障害６級以上のもの	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	５年	98,800
	情報・通信支援用具	原則として学齢児以上の者で、上肢障害２級以上または視覚障害２級以上のもの	障害者等向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト	６年	100,000
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^１ で、視覚障害２級以上のもの	テレビ音声およびAM／FM放送を受信する機能を有し、視覚障害者が容易に使用できるもの	６年	29,000
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年	383,500
	点字器 （標準型）	視覚障害６級以上の者	１行が３２マス、１８行で両面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	７年	10,712
	点字器 （携帯用）	視覚障害６級以上の者	４行または１２行で片面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具	５年	7,416
	点字タイプライター	本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる視覚障害２級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	５年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生）	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	85,000
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専門）	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	48,000
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	原則として学齢児以上の者で、視覚障害２級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	99,800
	視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の者で、本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害６級以上のもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	８年	198,000
	視覚障害者用時計（触読式）	視覚障害２級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	１０年	10,300
	視覚障害者用時計（音声式）	視覚障害２級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	１０年	13,300
	人工内耳用外部装置	現に人工内耳を装用している聴覚障害６級以上の者	スピーチプロセッサなどの外部装置で障害者等が容易に使用し得るもの（買替え時に限り電池も含む。）	５年	300,000
	人工内耳用電池	聴覚障害者であって、現に人工内耳を装用しているもの	聴覚障害者または介助者が容易に使用できるもの。 ただし、電池と充電電池の併給はできない。	電池 １月 充電電池 １年 充電器 ３年	電池 2,800 充電電池 17,600 充電器 28,600
	聴覚障害者用通信装置	次の各号のいずれかに該当する者 （１） 原則として学齢児以上の者で、聴覚障害６級以上のもの （２） 発声・言語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として市長が必要と認めるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの	５年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害６級以上の者	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	６年	88,900
	人工喉頭 （笛式）	音声機能障害３級の者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	４年	8,343
	人工喉頭 （電動式）	音声機能障害３級の者	顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	５年	72,203
	点字図書	点字による情報の入手が必要な視覚障害６級以上の者	点字により作成された図書。年間６タイトルまたは２４巻を限度とする。	—	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具（蓄便袋）	直腸機能または小腸機能障害４級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋（皮膚保護材等を含む。）	—	月当たり 9,460
	ストーマ装具（蓄尿袋）	ぼうこう機能障害４級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの（皮膚保護材等を含む。）	—	月当たり 12,430

種目		障害程度	用具特性（性能）	耐用年数	基準額 （円）
排泄管理支援用具	紙おむつ等	次の各号のいずれかに該当する者 （1） ストーマ装具の使用が困難な者 （2） 脳原性運動機能障害等により排尿排便意思表示が困難な者 （3） 先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 （4） 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	紙おむつ等	—	月当たり 12,000
	収尿器	次の各号のいずれかに該当する者 （1） ぼうこう機能障害４級以上の者 （2） 脊椎損傷等による排尿機能障害（特に失禁のある場合）のある者	ラテックス製またはゴム製のものであり、採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	—	男性用 7,931 女性用 8,755
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	次の各号のいずれかに該当する者 （1） 下肢、体幹または移動機能障害３級以上の者。ただし、特殊便器への取替えは、原則として学齢児以上の者で、上肢障害２級以上のものの （2） 難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1 回限り	200,000
備考					
1 これに準ずる世帯とは、障害者同士の世帯、高齢者と障害者のみの世帯および障害者と健常者の２人世帯で日中は障害者独居となる世帯とする。 2 市長が必要と認めるものについては、日常生活用具医学意見書（別記様式第５号）の提出を要する。					